

霧島市広告掲載等基準

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）第3条第2項の規定に基づき、広告媒体への広告を掲載する基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告事業に対する市民の理解を得られるよう、広告等は、広告媒体の公共性と信頼性を損なうものであってはならない。

2 広告等についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定される屋外広告物をいう。）の内容及びデザインについては、当該屋外広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、周辺的美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業を営む者の広告等の掲載等を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業等と規定される業種及び風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融及び高利貸しに係るもの
 - (3) たばこに係るもの（ただし、たばこ製造・販売事業者による「喫煙マナー向上のための広告」等を除く。）
 - (4) ギャンブルに係るもの（ただし、公営ギャンブルを除く。）
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者（霧島市広告審査委員会において特に認めたものを除く。）
 - (6) 市の指名停止措置を受けている事業者
 - (7) 本市の市税等の滞納がある事業者
 - (8) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (9) 各種法令に違反しているもの
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (11) 霧島市暴力団排除条例（平成25年霧島市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、その他反社会的団体の構成員がその活動のため利用するもの
 - (12) その他市の広告媒体に広告を行う事業者として不適切と認められるもの
- (掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 肖像権、著作権を侵害するおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告で、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(4) その他広告媒体に掲載する広告として、不適当であると市長が認めるもの
(個別の基準)

第6条 この基準に規定するもののほか、個別の広告事業の性質に応じて、広告等の内容及びデザイン等に関するそれぞれの基準を作成することができる。

（市のホームページに関する基準）

第7条 市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても、この基準を適用する。

（業種ごとの基準）

第8条 広告媒体主管課等は、掲載の都度、別表の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

2 前項の審査において内容の訂正及び削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正、削除等に応じなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月25日から施行する。

附 則（平成28年2月1日告示第25号）

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

別表（第8条関係）

業 種	基 準	不 適 切 な 表 示 例
1 人材募集広告	(1) 労働基準法等関連法令を遵守すること。 (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。 (3) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。	
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	1 か月で確実にマスターできる等
3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。	
4 外国大学の日本校	下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」	
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は、国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。	

	(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。	
6 病院、診療所、助産所	(1) 広告できる事項は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 及び 6 条の 7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。 (2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、厚生労働省の医療機関ホームページガイドライン等の関連規程に基づいたものとする。 (3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。	
7 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。 (4) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。	
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品等及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。	

	(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。 (3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。	
9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等	(1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 31 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。 (2) 食品については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。 (3) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能、効果について表示できない。 (4) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が掲載されていること。 (5) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。	
10 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（介護老人保健施設を除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。 ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。	霧島市事業受託事業者等

	(2) 有料老人ホーム (1)のほか、次の規定に適合していること。 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」及び同表示の運用基準に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等一般的なものとする。 イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。 (4) サービス付き高齢者向け住宅 国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（告示）に関する事項を遵守すること。 (5) 介護老人保健施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。	
11 墓地等	市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。	
12 不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号及び認可免	

	許証番号等を明記する。 (2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記するとともに「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。 (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。	早い者勝ち、残り戸数あとわずか等
13 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等	各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。	
14 旅行業	(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 (2) 不当表示に注意する。 (3) その他広告表示について旅行業法第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。	白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にならない場所の写真等
15 通信販売業	特定商取引に関する法律第 11 条及び第 12 条並びに同法施行規則第 8 条から 11 条の規定に反しないこと。	
16 雑誌、週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なもの及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナル	

	な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。	
17 映画、興業等	(1) 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。	
18 古物商、リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 「回収、引取り、処理、処分、撤去及び廃棄」等 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。	
19 結婚相談所、交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。 (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを所得している等）。	
20 労働組合等一定の社会的立場	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	

と主張を持った組織	(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。	
21 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」	
22 質屋、チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。	〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等
23 トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく「トランクルーム」ではありません。」等	
24 ダイヤルサービス	「ダイヤルQ2」のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。	
25 ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。	
26 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。	
27 その他表示について注意を要すること	(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 「メーカー希望小売価格の30%引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。	

	(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 ア 原則として広告主の法人の正式名称（例：株式会社〇〇）を明記する。広告主が法人格を有しない団体である場合にあっては、代表者名を明記する。ただし、広告の内容から広告主の法人名等が明らかである場合には、重ねて法人の正式名称等を記載することを要しない。 イ 原則として広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。ただし、広告主の内容に照らし、広告主の所在地、連絡先を記載することにより、かえって市民等の誤認を招く場合には、広告主に代えて、問合せ先の所在地、連絡先を記載することができる。 ウ 連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。 (8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 「お酒は20歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止	「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等
--	---	--